宇津峰山麓梅林自然公園の利活用に係るプロポーザル

募　集　要　項

令和８年６月２６日
須　　賀　　川　　市
（産業部農政課）

１　募集の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　対象施設の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

４　使用条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

５　応募資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

６　質問の受付・回答　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

７　参加申込方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

８　審査・選定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

９　申込先・問合せ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

1　募集の趣旨

須賀川市（以下「市」という。）は、市行財政改革取組方針「集中改革プラン」により、民間事業者等による公共施設の有効活用を推進しています。

宇津峰山麓梅林自然公園（以下「対象施設」という。）は、令和７年８月に実施したサウンディング市場調査の結果、民間事業者の参入意欲があり、事業実施の可能性が高いと判断されるため、当該土地を賃貸借により活用する事業者を募集します。

2　スケジュール

No.	項　　目	日　　程	手続き等
1	募集要項の公表	令和８年６月２６日（金）	市ホームページに掲載
2	募集要項等に関する質問の受付期間 ※随時、現地見学会を開催	令和８年６月２９日（月）から7月１３日（月）まで	質問書（様式１）をメールにて提出 ※現地見学会参加希望者はメール又は電話にて申込み
3	募集要項等に関する質問への回答	受付後１０日程度で回答予定	質問・回答内容を市ホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込の受付期間	令和８年7月１４日（火）から８月１２日（水）まで	参加申込書（様式２）及び関係書類を持参又は郵送にて提出
5	提案書プレゼンテーション審査	令和８年８月１８日（火）	
6	審査結果の通知及び優先交渉権者等の公表	令和８年８月下旬	
7	土地賃貸借契約の締結	令和８年９月下旬	
8	事業開始	令和８年１０月上旬	

3　対象施設の概要

施 設 名	宇津峰山麓梅林自然公園
所 在 地	須賀川市塩田字大月１８９番４の一部
貸付面積	１．１４ha
整備経緯	平成１０年度から平成１７年度まで遊休桑園再生モデル事業により整備
整備概要	梅の木　約４８０本

対象施設の位置図、平面図及び外観

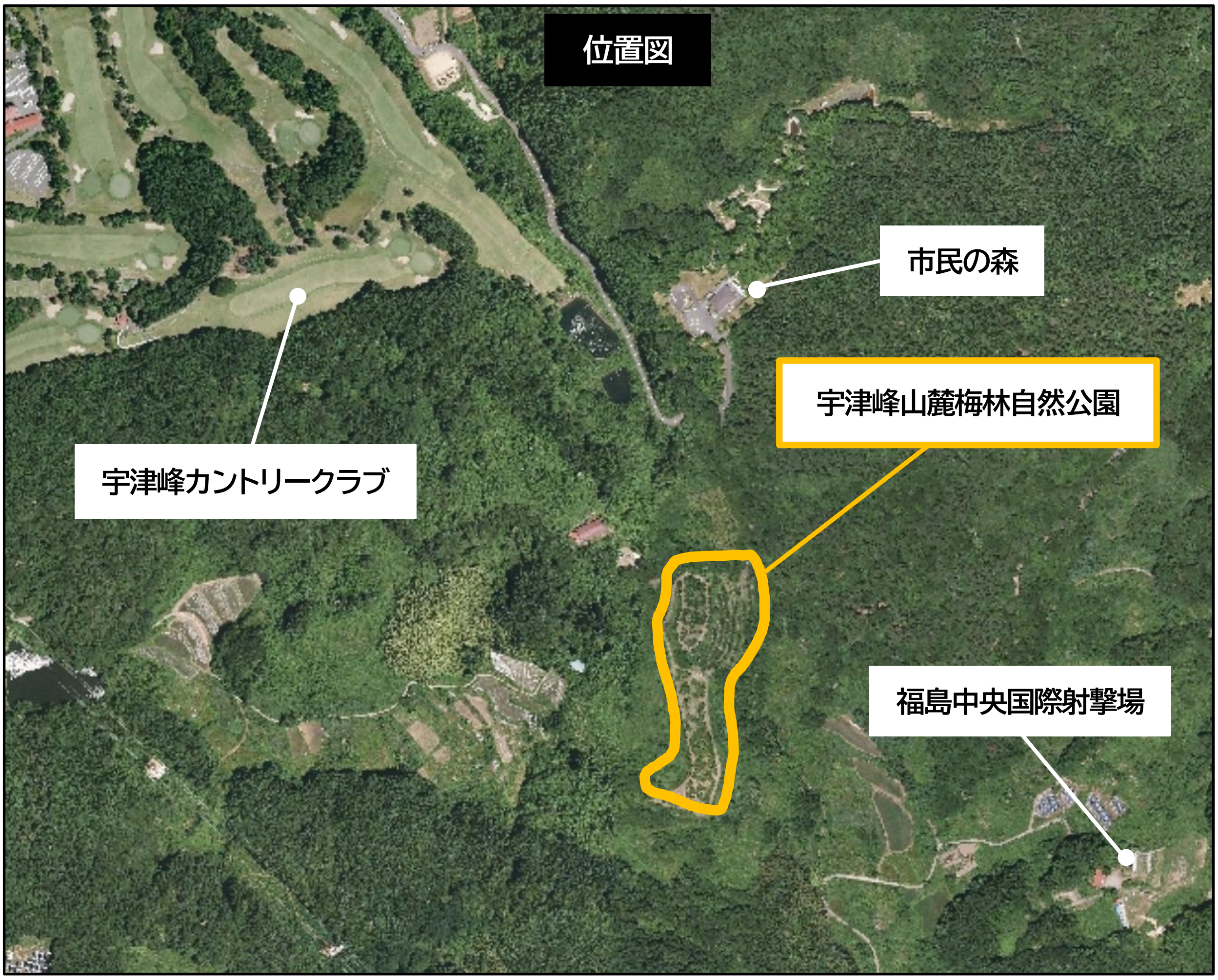

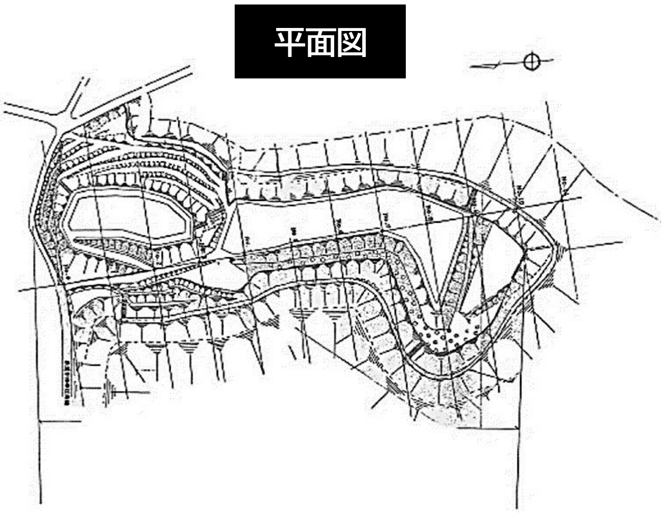

４　使用条件

（１）当該土地は小塩江財産区（行政経営課担当）所有であり、使用者は小塩江財産区と賃貸借契約を締結するものとします。
（２）契約期間は２年間とし、更新できるものとします。
（３）当該土地の賃借料は、年額９８，７００円とします。（令和８年度は無料）
（４）梅その他の樹木、施設については、現状のまま引き渡します。
（５）樹木の植栽や伐採、地形の変更、新たな施設の設置等を行う場合には、事前に市関係課（農政課、行政経営課）と協議してください。
（６）当該土地を第三者に転貸することを禁止します。
（７）使用者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することがあります。
　ア　本募集要項の規定に違反した場合
　イ　事業が廃止又は休止の状況にある場合
　ウ　土地を賃借した日から６月を経過しても、事業に着手していない場合
　エ　虚偽その他不正な手段により応募書類を作成したことが発覚した場合
　オ　ア～エに掲げるもののほか、市が不適当であると判断した場合

５　応募資格

次の条件を全て満たす者が応募対象となります。
（１）提案事業における認可基準等を満たしていること。
（２）所在市町村税の滞納がないこと（法人格のない団体の場合はその代表者とする。）。
（３）会社更生法、民事再生法等による手続中でないこと。
（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員が役員等となっていないこと及びそれらと関係を有しないこと。
（５）反社会的勢力と関わりのある団体の事業との取引がないこと。
（６）事業を安定的に運営できる財務能力を有していること。

６　質問の提出・回答

質問は、質問書（様式１）により、メールにて提出してください。
なお、メール送信後は、必ず電話により受信確認をしてください。
（１）提出期間
　令和８年6月２９日（月）から7月１３日（月）まで
（２）提出先
　「９　申込先・問合せ先」に記載のメールアドレス
（３）質問に対する回答
　受付後１０日程度で回答します。
　なお、質問及び回答内容については、市ホームページにも掲載します。
（４）現地見学会
　参加希望者は、質問の受付期間内にメール又は電話にて申し込みください。

７　参加申込方法

（１）申込方法

参加申込書（様式２）に関係書類を添えて、市農政課に提出してください。

（２）提出方法

持参又は郵送

※　郵送による場合は、提出期間内必着としますので、一般書留、簡易書留等配達記録の確認できる方法を推奨します。

（３）提出期間

令和８年７月１４日（火）から８月１２日（水）まで

（４）提出書類のサイズ及び提出部数

書類のサイズは、Ａ４版縦とします。

ただし、図面等はＡ４サイズに収まるよう折り込んでください。

提出部数は、８部です。

（５）提出書類

申込者の種別に応じ、次の書類を提出してください。

申込者の押印は全て省略できます。

また、証明書等については写しで結構です。

No.	提出書類	公共的団体	公共的団体以外		
			法人	団体	個人
1	参加申込書（様式２）	○	○	○	○
2	提案書（様式３）	○	○	○	○
3	法人の履歴事項全部証明書	－	○	－	－
4	定款	－	○	－	－
5	法人等の組織及び沿革を記載した書類並びに事務分担を記載した書類	○	○	○	－
6	前年度の決算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）	○	○	○	○
7	所在市町村税に滞納がないことを証する書類 ※提出日の２か月以内に発行されたもの	－	○	○	○
8	提案事業運営に係る２年間の収支予算書	○	○	○	○
9	誓約書（様式４）	－	○	○	○

（６）提出書類の取扱い

ア　提出書類は、返却しないものとします。

イ　提出書類は、プロポーザルのために使用し、複製することができるものとします。

ウ　須賀川市情報公開条例（平成１０年条例第１６号）の規定による請求に基づき、第６条に規定する非開示情報を除き、開示することができるものとします。

（７）参加の辞退

辞退届（様式５）により、持参、郵送又はメールにて提出してください。

なお、メール送信後は、必ず電話により受信確認をしてください。

８　審査・選定方法

審査会により、提案内容等について総合的に審査し、優先交渉権者の選定を行います。

（１）方式

公募型プロポーザル方式

（２）書類審査

本募集要項に規定する条件等について、次の審査項目に基づき提出書類により審査します。

（３）プレゼンテーション審査

ア　審査日時等については、別途申込者に通知します。

イ　１事業者当たり２０分程度のヒアリングを行います。

事業者の概要、提案事業の特色等についての説明を受け、次の審査項目に基づき審査します。事業者の出席は３名以内とします。

ウ　審査員の平均点数が最も高い事業者を契約候補者とします。

（４）審査項目及び配点

No.	審査項目	主な評価視点	配点
1	事業概要	○目的及び内容は、産業振興等が期待できるものか。 ○事業内容、スケジュール等は具体的で、実現可能なものか。	２０
2	安定的な事業運営	○経営状況が適正であり、健全で安定した事業運営が期待できるか。 ○既に実施している事業の経営状況は評価できるか。	１０
3	安全衛生管理	○従業員の安全衛生・健康管理に対する適切な取組がなされているか。	１０
4	市への協力	○市の福祉等に対する協力が検討されているか。	１０

（５）選定結果の公表

選定結果については、参加者全員に通知するとともに、審査の公平性及び透明性を期すため、市ホームページに掲載します。

９　申込先・問合せ先

須賀川市産業部農政課森林林業係

〒９６２－８６０１　福島県須賀川市八幡町１３５番地

電話　０２４８－９４－４７８６

ＦＡＸ　０２４８－７２－９８４５

MAIL　nousei@city.sukagawa.fukushima.jp